

事務連絡  
平成 30 年 11 月 8 日

公益社団法人 日本産科婦人科学会 御中

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について(協力依頼)

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、別添 1 のとおり事務連絡が発出されたことを受けて、当課から各都道府県及び保健所設置市、特別区の母子保健主管部（局）に対し、別添 2 の事務連絡を発出したことをお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましては、別添の内容について御了知いただき、貴会会員へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

別添 1 :「国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除の周知について」  
(平成 30 年 11 月 8 日付)

別添 2 :「産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について(協力依頼)」  
(平成 30 年 11 月 8 日付)

# 別添 1

事務連絡  
平成 30 年 11 月 8 日

地方厚生（支）局  
年金調整課長 殿  
年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

## 国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除の周知について

公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）のうち、国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除（以下「産前産後免除」という。）については、平成 31 年 4 月 1 日から施行される。産前産後免除の期間については保険料納付済期間として将来の年金の受給額に算入され、次世代育成の観点から有益な制度であるため、制度周知を行うことは極めて重要である。

については、日本年金機構から、各市区町村に対して、制度周知用のリーフレットやポスターの配布を行うこととしているため、貴管内市区町村に対し、リーフレットやポスターの設置及び配布について御協力いただくよう特段の御配慮をお願いする。

なお、子ども家庭局母子保健課より各都道府県、保健所設置市、特別区母子保健主管部及び関係機関宛てに事務連絡を発出予定であることを申し添える。

## 別添2

事務連絡  
平成30年11月8日

都道府県  
各保健所設置市 母子保健主管部（局）御中  
特別区

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

産前産後期間に係る国民年金保険料の免除の周知について（協力依頼）

母子保健行政の推進につきましては、平素から格段の御配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省年金局事業管理課長より、産前産後期間に係る国民年金保険料の免除（以下、「産前産後免除」という。）の周知について、別添のとおり事務連絡が発出され、日本年金機構から、管轄地域にある市区町村窓口に対して、リーフレットやポスターが配布されます。

つきましては、市区町村の担当部署においては、市区町村窓口にて産前産後免除制度のリーフレットの設置やポスターの掲示、また、母子健康手帳の交付の際にリーフレットを配布し、産前産後免除制度について周知を行っていただくようご協力をお願いいたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内市町村（保健所設置市・特別区を除く）及び医療機関等関係機関への周知につきご配慮いただきますようお願いいたします。